

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 6 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市平野住宅管理センターが管理する西喜連第 5 住宅 3 号館（以下「本件住宅」という。）前の道路に、立て看板がサビたまま放置する不作為がある。

また、本件住宅の請求人の賃貸借物件内の境界壁の損壊を、同センターが不当に修復させ、公用財産を不当に利用する不作為がある。

さらに、同センターの担当者 2 名に係る人件費は無駄である。

公共財産は価格を把握する時価として「最低価格の原則」が妥当し、公務財務会計上、適用される為に、不当に無駄な財産の支出・流出を前もって防止・抑制する建前を置く事は、大阪府の破産行政の府知事の政見姿勢からして衆知の事実であり、大阪市財政の現状であるが、細分化された区域管轄内の軽微な財務会計処理へは、上記「最低価格の原則」により財産支出・流出の引き緩めを行う建前と相反する国民への支払い・支出を認める事は、実質的に大阪市財政の無駄の防止に相反し、これを前もって「差止め」として、前段階において監査請求する利益は認められる。

形式的に国民の一人一人からの支出により大阪市財産を補うものだが、実質的に濫用された公共財産の利用価値の把握により、濫用的な公私の双方の財産利用であり、無駄な支出である。これが大阪市に生じている損害である。

よって、支出の差止めをして、適正、適法に大阪市財務会計（計上済み）が目的に沿って利用されるように、目的の主旨を達成できる範囲にまで実現できるように全うすることを求める。

第2 判断

1 本件請求について

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、同条第1項の規定により、大阪市の長若しくは委員会若しくは委員又は大阪市の職員（以下、「大阪市職員等」という。）による行為又は怠る事実（以下「行為等」という。）を対象として請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、①本件住宅前の道路において立て看板をサビたまま放置する不作為、②本件住宅（請求人の賃貸借物件内）の境界壁の損壊を不当に修復させ、公用財産を不当に利用する不作為、③平野住宅管理センター（指定管理者）の担当者2名に係る人件費の支出を、本件請求の対象としているものと解される。

しかしながら、上記のいずれの対象についても、大阪市職員等による行為等であることが示されていない。

よって、本件請求は、大阪市職員等による行為等を対象とするものとは認められない。

2 結論

上記1のとおり、本件請求は地方自治法第242条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。